

第1章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランとは

山ノ内町は、志賀高原に代表される緑豊かな山岳地と、すそ野の傾斜地に広がる果樹園、豊富な湯量を誇る温泉など恵まれた自然環境の中で、住民が生活を営みつつ、観光・レクリエーションなどで多くの人々が訪れる町です。

町の中で生活するためには、住宅や道路、公園、水道設備などが必要になります。

さらに、温泉地やスキー場などで来訪者を迎えるには、旅館やリフトなどの施設や設備が必要となります。

これらは、自然が造るものではなく、人が建てたり造りだして使用するものです。

例えば、住宅やマンションを皆が好きな場所へ自由な大きさに建てたりすると、日照や騒音などの生活環境や建てた場所の自然環境に弊害が生じることも考えられます。

このため、土地の使い方、建物など建造物の建て方には共通のルールを設けて、計画的な利用を図ること、町に住む人々がマナー意識を持つことが重要であり、これらの取り組みを都市計画法のもとに行うことが都市計画です。

また、町民、事業者、行政が協働し、こうした取り組みを行うことにより、人と自然との共生、住みよい町の形成を図ることができます。

都市計画マスタープランは、上記の点を踏まえながら、総合計画に掲げた将来目標を土地利用や都市施設の整備等から実現するため、適正な土地利用の誘導・保全、都市施設の整備についての方向性を示し、まちづくりの指針として活用するものです。

◆都市計画法における基本理念（都市計画法 第2条）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

◆市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法 第18条の2）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

第1章 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、都市全体の具体的な将来ビジョンと、住民に身近な生活空間としての地域別の将来あるべき姿を具体的に明示し、まちづくりに関する課題と、これに対応した都市整備の方針等を明らかにするために制度化されたものです。

都市計画マスタープランの策定は、都市計画の総合的な推進と住民への公表を基本として、都市計画区域を有する市町村の責務として位置付けられています。

このため、都市計画マスタープランの策定においては、市町村独自の創意工夫によって、住民意向を反映しつつ、まちづくりの将来目標、将来像や地域の整備課題、整備方針等を定めていくものです。

都市計画マスタープランを取り巻く計画体系は、以下のとおりです。

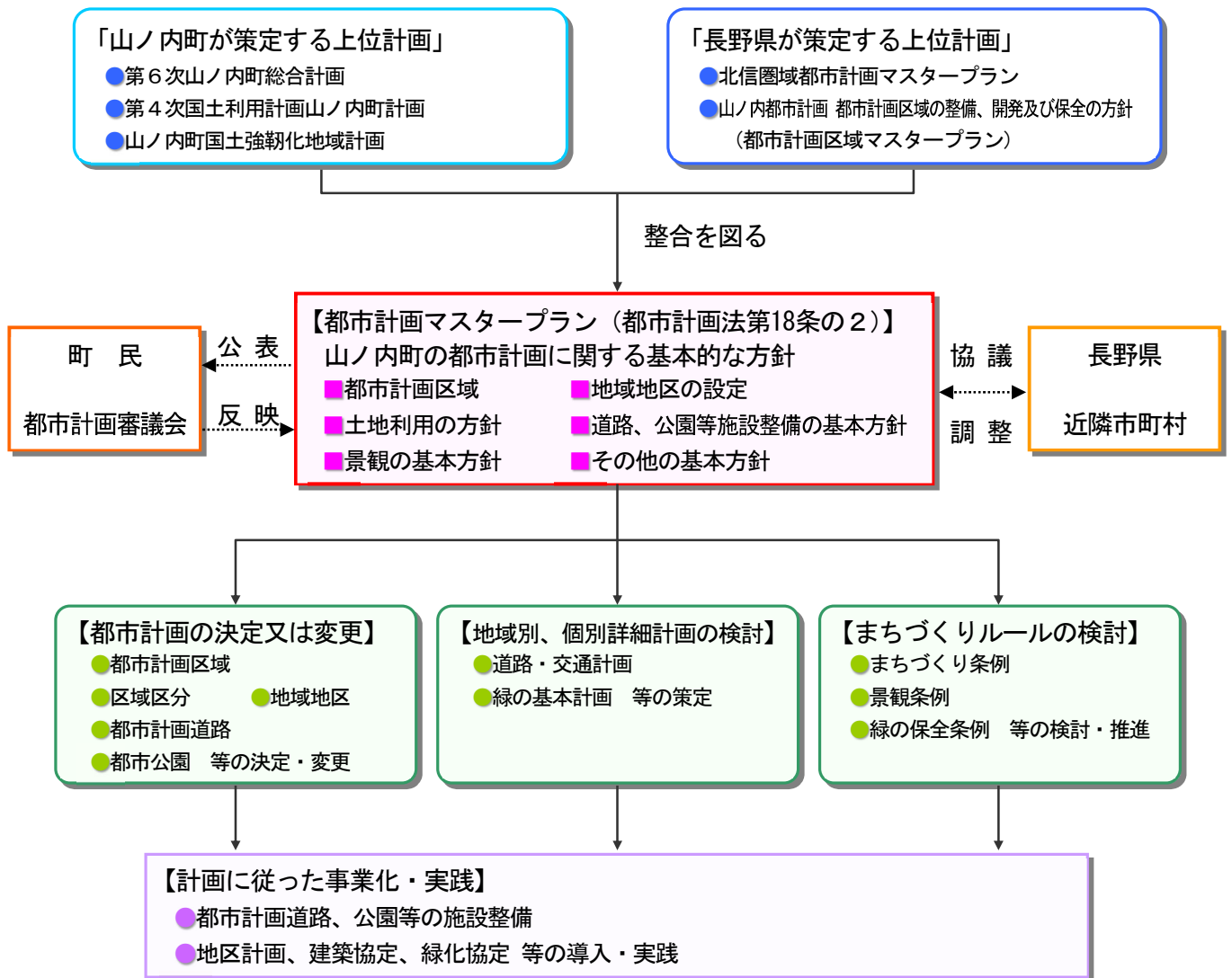


図. 都市計画マスタープランの位置付け

2. 都市計画マスタープランの構成

山ノ内町都市計画マスタープランは、本町の現状把握と課題を整理し、以下に示すような「全体構想」、「地域別構想」、「都市計画制度の活用方針」、「実現化の方策」を作成します。

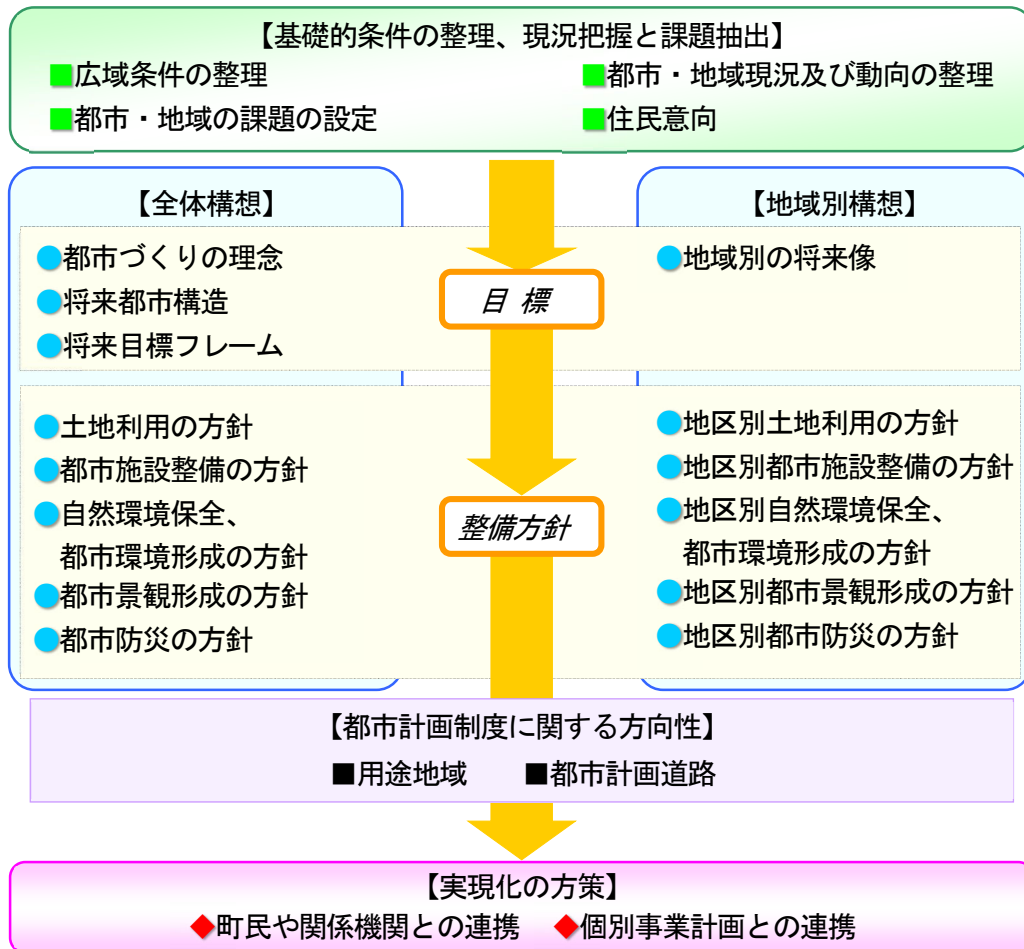


図. 都市計画マスタープランの構成

3. 計画期間と目標年次

都市計画マスタープランは、将来の都市の姿を展望し、長期的・継続的な方向性を示すものです。よってこのマスタープランの運用が始まる令和5年を基準とし、計画の目標年次を20年後の令和25年とします。

また、第6次山ノ内町総合計画などの上位計画と整合を図るものとします。

表. 計画期間と目標年次

計画名	基準年次	中間年次	目標年次
第6次山ノ内町総合計画	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)
第4次国土利用計画山ノ内町計画	令和元年 (2019年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
山ノ内町都市計画マスタープラン	令和5年 (2023年)	令和15年 (2033年)	令和25年 (2043年)